# こしがやファミリー・サポート・センター事業 利用料助成事業

こしがやファミリー・サポート・センター事業の利用登録をしている下記対象世帯に対し、越谷市社会福祉協議会「愛の詩基金」の果実(利息)を財源として、利用料助成を行います。

### 【対象者】

越谷市内の利用会員のうち、次のいずれかの世帯に該当する方

- (1) 生活保護受給世帯
- (2)世帯全員の市・県民税が非課税世帯
- (3) 児童扶養手当の支給対象世帯または、 ひとり親家庭等の医療費の支給対象世帯



## 1ヶ月の利用料の1/2を助成

(キャンセル料・交通費等の実費は対象外)

※1ヶ月の助成限度額は20,000円となります。



#### 【登録申請方法】

助成を受けるためには**、事前に登録が必要です。** 

下記書類を持参の上、こしがやファミリー・サポート・センターで登録手続きを 行ってください。

## <必要書類>

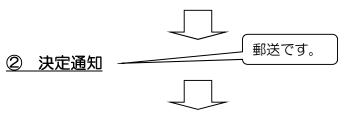
1	ファミリー・サポート・センター事業利用料助成登録申請書(窓口で配付)
2	世帯全員の住民票の写し(越谷市役所 市民課で交付) ※発行日から3ヵ月以内のもの
③ ※いずれか 一つ	対象の証明となるもの ・生活保護受給者証 ・世帯全員の市県民税非課税証明書(越谷市役所 市民税課で交付) ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費受給者証
4	利用会員名義の預金通帳
6	印鑑



# 利用までの流れ

利用するための申請です。

① ファミリー・サポート・センター利用料助成事業登録申請手続き



③ 活動依頼・活動費の支払い

利用料助成金を請求するための申請です。

- ④ 利用料助成金交付申請手続き
  - ※毎月月末締切(休所日の場合は直前の開所日が締切)
  - ※登録申請月分の活動費から利用料助成の対象となります。

助成金を請求することができる期間は、援助活動日の翌日から起算して1年を経過する日までとなります。

例)H28.8.25 援助活動日の請求期限は、H29.8.25 までとなります。 ※確認のため、援助活動報告書(利用会員用)原本を必ずご持参ください。



- ⑤ 利用料助成金の振込
  - ※利用料助成金交付申請書の提出後、書類を確認し、指定の口座へ振込みます。 (金融機関の休業日の場合、直前の開業日)
  - ※対象要件に該当しなくなった場合は、登録抹消届出書が必要になります。 届出をせずに助成を受けた場合は、助成金を返還していただきますので、 ご注意ください。

# <問合せ>

こしがやファミリー・サポート・センター(社会福祉法人越谷市社会福祉協議会)

電話/FAX 048-960-2311

e-mail: famisapo@koshigaya-syakyo.com

<del><\*</del>